

特定高度情報通信技術活用システムの開発供給等の促進に関する指針の一部を改正
する告示（案）に対する意見公募要領

令和7年3月10日
経済産業省商務情報政策局情報産業課

1. 意見公募の趣旨・目的・背景

特定高度情報通信技術活用システムに不可欠な特定半導体は、デジタル化や脱炭素化の実現に不可欠なキーテクノロジーであり、我が国の技術の向上により国内で安定的に生産されることが我が国における産業基盤を整備する上で重要です。こうした観点から、令和4年3月に特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び導入の促進に関する法律を改正し、特定半導体の生産施設の整備および当該生産設備における生産を行う計画につき、経済産業省による認定を実施してきました。

そうした中、我が国において中長期的に半導体の産業基盤の維持・拡大を図るため、産業界と教育機関が密に連携しながら、研究開発や人材育成等に取り組む重要性はますます高まっています。

また、めまぐるしく半導体の技術や市況、国際情勢が変化していく中で、今後より一層、認定する案件の適切性及び進捗状況を確認し、見直ししていくことが重要になっております。

こうした状況を踏まえ、特定高度情報通信技術活用システムの開発供給等の促進に関する指針の一部を改正し、所要の規定を整備する必要があります。

ついては、広く国民の皆様から意見をいただきたく、以下の要領で意見の募集をいたします。忌憚のない意見を下さいますようお願い申し上げます。

2. 意見公募の対象

「特定高度情報通信技術活用システムの開発供給等の促進に関する指針の一部を改正する告示（案）」

3. 資料入手方法

(1) 電子政府の総合窓口「e-Gov」における掲載

(2) 窓口での配布

経済産業省商務情報政策局情報産業課（東京都千代田区霞が関 経済産業省本館3階）

4. 意見募集期間（意見募集開始日及び終了日）

令和7年3月10日（月）～令和7年4月8日（火）必着

5. 意見提出先・提出方法

別紙の意見提出用紙に日本語で記入の上、以下いずれかの方法で送付して下さい。

(1) 電子政府の総合窓口「e-Gov」

電子政府の総合窓口「e-Gov」(<https://search.e-gov.go.jp/servlet/Public>)
の意見提出フォームからご提出ください。

(2) 郵送

意見提出用紙に氏名、連絡先及び本件への意見を記入の上、下記の住所宛にお送り下さい。

住所：〒100-8901

東京都千代田区霞が関1-3-1

経済産業省商務情報政策局情報産業課 パブリックコメント担当 あて

(3) 電子メール（意見提出用紙を添付してお送り下さい。）

意見提出用紙に氏名、連絡先及び本件への意見を記入の上、下記のメールアドレス宛てにお送り下さい。

メールアドレス：bz1-publiccomment_itindustry1@meti.go.jp

（電子メールの件名を「特定高度情報通信技術活用システムの開発供給等の促進に関する指針の一部を改正する告示（案）に対する意見」として下さい。）

※ 電話での意見提出はお受けしかねますので、あらかじめ御了承下さい。

6. その他

皆様からいただいた意見については、最終的な決定における参考とさせていただきます。なお、いただいた意見についての個別の回答はいたしかねますので、あらかじめ、その旨を御了承下さい。

提出いただきました意見については、氏名（法人又は団体の場合は名称）、住所、電話番号及びメールアドレスを除き、すべて公開される可能性があることを、あらかじめ御承知おき下さい。ただし、意見中に、個人に関する情報であって特定の個人を識別しうる記述がある場合及び個人・法人等の財産権等を害するおそれがあると判断される場合には、公表の際に当該箇所を伏せさせていただきます。

意見に附記された氏名、連絡先等の個人情報については、適正に管理し、意見の内容に不明な点があった場合等の連絡・確認といった、本案に対する意見公募に関する業務にのみ利用させていただきます。

